平成 28 年度監察基本計画

1. 監察の目的

監察業務は、所管行政の改善・向上、事務の合理的運営、官紀の保持、優良な団体・職員の推賞及び不正行為の防止を目的として行うものとし、平成 28 年度においては、以下の観点に立った定期監察及び特別監察を実施するものとする。

(1) 定期監察

定期監察は、上述の目的からみた共通的な重要課題について実施するものとし、平成 28 年度においては、以下の観点からの監察を実施する。

1) 職場の健康づくりに関する取組

国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備、交通政策の推進、観光立国の実現に向けた施策の推進、気象業務の健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保を図ることを任務としている。そのため、道路・河川・港湾などの社会資本の整備・管理、防災官庁としての安全・安心な地域づくり、豊かで活力あるまちづくりや観光交流の拡大、陸・海・空にわたる物流・人流の確保、これらに関する産業や事業者の振興等の多岐にわたっている行政を担っている。

この使命をまっとうしていくためには、本省及び各地方支分部局等を通じ、各機関の十分な連帯の下で、一人ひとりの職員が健全な誇りや自信、やりがいを感じつつ、チームとして最大限に力を発揮するとともに、国民から信頼される行政組織のあり方を実現することが重要である。

そのためには、「明るく元気で健全な職場づくり」と「ルールの遵守」を車の両輪とした職場づくりが重要であることから、このような職場の健康づくりに関する各機関の取組状況について、監察を実施する。

2) 災害応急対策の実施体制に関する取組

国土交通省では、災害発生時の対応に関し、災害対策基本法に基づき、防災に関してとるべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項を定めた「国土交通省防災業務計画」を作成し、様々な災害に対する予防、応急対策、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を具体的に定め実施している。

地方支分部局等においても、国土交通省防災業務計画等に基づき、その所掌事務に関する防災業務計画等を作成するとともに、常日頃から、災害への対応体制等、必要な措置を講じている。

特に、平成20年4月には「緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)」が創設され、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等に対して円滑かつ迅速に災害対応の

支援を実施しており、今日(平成 27 年 10 月末現在)まで、東日本大震災をはじめ 58 の災害に対し、のべ 4 万人・日を超える派遣隊員による被災地支援を実施してきているなど、地方支分部局等に期待される役割はますます大きくなってきている。

以上を踏まえ、各地方支分部局等における災害への対応に関し、備蓄等の準備及び緊急対応時の後方支援体制などの職場環境の整備に関する取組並びに職員の健康安全管理などの執行体制に関する取組等、災害応急対策の実施体制に関する取組状況について、監察を実施する。

(2) 特別監察

特別監察は、国土交通省の所管行政に関する事務についての合理的 運営の改善方策に重点を置き、本計画に従い、又は、大臣の指示に基 づき、状況に応じて機動的に実施するものとする。

そのような観点から、入札契約事務その他の業務の適正な執行等を 確保するため、必要に応じ、特別監察を実施する。

2. 監察事項、対象機関及び実施期間

(1) 監察事項

- 1) 定期監察
 - ○職場の健康づくりに関する取組
 - 災害応急対策の実施体制に関する取組

2) 特別監察

○ 入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために 必要な事項

(2) 対象機関

1) 定期監察

東北、関東、中部及び中国の各地方整備局 北海道、東北、関東、中国及び四国の各地方運輸局 国土地理院 内閣府沖縄総合事務局

2) 特別監察

入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために 特別監察を実施する必要のある機関

(3) 実施期間

1) 定期監察

第 1~3 四半期

2) 特別監察

年度内において随時実施

3. その他

監察の実施上必要が生じた場合には、実施計画において対象機関を追加するなどの変更を適宜行うものとする。また、本基本計画策定後に所管行政の改善・向上、公正な業務執行の確保の観点から監察の必要を生じたときは、監察事項及び対象機関を追加して行うものとする。

「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」(平成 25 年 3 月)を踏まえた再発防止策の実効性の検証その他の入札契約事務の適正な執行に係る特別監察を行った場合は、公正入札調査会議に結果を報告した上で公表するものとする。

以上